

# 農業委員会だより

笠間市農業委員会事務局(岩間支所)笠間市下郷5140番地  
TEL0296-77-1101 TEL0299-37-6611(岩間地域)

<http://www.city.kasama.lg.jp>



情報通信技術(ICT)を活用したパプリカ栽培をめざして(笠間地区 斎藤一廣さん)

## 会長あいさつ



農業委員会会長  
**小幡 耕一**



日頃より、笠間市農業委員会の業務運営につきまして、特段のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

改正農業委員会法の施行により、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地の利用状況調査や農地中間管理事業の地元説明会への参加、農家の方々への個別相談等を行い、農地利用の最適化の推進に取り組んでいるところでございます。

今年度は8つのモデル地区を選定し、農地中間管理事業における農地の集積・集約を進めております。

しかし、笠間市の農地利用においては、農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地への対応などの課題を多く抱えております。

これまでも地域や関係機関の協力のもと取り組んで参りましたが、地域農業を活性化し、発展させるためには、今後、更なる取り組みにより成果を上げることが求められております。

これからも、農業者の代表として農業委員・農地利用最適化推進委員と共に農業委員会の業務を遂行してまいりますので、皆様方のより一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 笠間の農業

## 頑張ってます！

新規就農しました！



▼小林 明頼さん（笠間地区）

7アール、約550本を中心に行っています。

実際に就農した今、作業の効率化が図れず、一人で作業を行うことの大変さを実感しながら毎日奮闘しています。

当面は経営の安定を図ることが目標ですが、夏秋はキュウリ、状況により秋冬はネギなどの作付を検討しながら、徐々に経営規模を拡大できればと考えています。

そして、5年以内に果菜類30アール、葉菜類70アール、合わせて1ヘクタールの経営を目指としています。

また、現在は、農地中間管理事業を利用して、農地を借り耕作しています。就農するにあたり、関東近郊の農地を探していましたが、個人で農地を確保するのは難しかったからです。しばらくは、事業を利用し農地を借りながらの就農となりましたが、いずれは自分の農地を所有して、安定した収入を得られるような農業経営を目指し頑張りました。

わたしは埼玉県の出身で、以前は食品関係の会社に勤務していました。あるとき、6次産業（農産物の加工）を行っている会社の方と商談をする機会があり、話を伺つていてるうちに農業に興味を抱き、自分が作り手になつてみようという気持ちを持つたことが就農を目指したきっかけです。そして、長野県内にある農業を営む会社での研修を経て、今年4月に新規就農することができました。

現在、露地栽培でキュウリを



## 地域の担い手として



▼野村 貞行さん（岩間地区）

辺の土地についての紹介をしてもらいました。

地区内の水田を集積して借り耕作することができるため、作業効率が良く満足しています。

今年は地区的取組みとして、事業を積極的に活用していく動きもあり、さらに機会を通じた貸し借りが増えると思います。

また、事業を通して借りた農地については、機構が賃料の支払いを行ってくれるため、今まで賃料の支払いにかかつてた時間を他の作業に使えるようになり、その点についても助かっています。

今後は地区外の水田についても耕作を検討しており、その際には農地中間管理事業を活用し、機構などの協力をいただきながら、目標とする規模の拡大を図つていきた

今年からは近所の友人と共に営農をしており、トラクターや田植え機等の農業機械を新たに購入し、目標として約30ヘクタールの規模拡大を考えています。

増えた耕作面積の中には、農地元の方から「営農が困難な為、耕作できないか」と相談を受けたことです。その後、市農業公社などから周



# 農業委員、推進委員の活動

## 「利用状況調査」について



タブレットを活用した現地確認の様子



農業者年金  
に加入  
しませんか?

農業委員会では農地の利用状況を把握するため、7～8月にかけて各地区担当の推進委員が中心となり、市内全地域の農地を調査する「農地パトロール」を実施しました。（毎年実施）この調査結果に基づき、遊休農地の所有者の方に「利用意向調査」が送付されます。これは遊休農地の今後の利用意向を確認し、農地の利用や地の利用に活用や担い手への者に適のつ農協力をおこな化農正方い農あづ願いします。



農業者年金は、老後の生活を支えるための積立方式の公的年金です。次の要件を満たしている方ならどなたでも加入できます。

### 加入資格

- 国民年金第1号被保険者
- 年間60日以上農業従事
- 60歳未満

農地を持たない配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

(注)農業者年金に加入する方は、国民年金付加保険料(月額400円)への加入も必要です。



### 農業者年金の特徴

#### ■ 保険料は自由に決められます。

保険料の額は月額2万円～6万7千円の間で自由に選択（千円単位）でき、いつでも見直せます。また、認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

#### ■ 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

保険料は全額が社会保険料控除の対象で、所得税・住民税の節税につながります。

また、支払われる年金にも公的年金等控除が適用され、死亡一時金は非課税です。

#### ■ 終身保険で80歳までの保証つきです。

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取ることができます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金の内容やご相談については

笠間市農業委員会事務局、常陸農業協同組合各支店にお問い合わせください。

## 農地転用をする場合は農業委員会の許可申請が必要です

「農地転用」とは、農地を住宅等の建物、駐車場、資材置場等、農地以外の用途に転換することをいいます。なお、一時的に資材置場等に利用する場合も転用（一時転用）になります。

このような農地転用をする場合には、農地法の規定に基づく手続きが必要になります。

転用をお考えの方、農地区分を確認したい方は農業委員会事務局へお問い合わせください。



### 農地区分の確認方法

申請地が農業振興地域の農用地区域

NO

YES

**農業振興地域**とは、市町村が農業を振興するために指定した地域です。

笠間市の農地は農業振興地域に指定されており、その中でも**農用地区域**として、農業以外の利用を制限する区域を指定しています。

一般的に「農振農用地」と呼ばれている区域がこれにあたります。

※農用地区域の確認は、**農政課**となります。

原則不許可

○申請地が次のいずれかの判定区分に該当する。

第3種農地

必要範囲で許可

- 都市的整備がされた区域内の農地
- 市街地の中にある農地

第2種農地

第3種農地に立地困難な場合等に許可

- 小集団の生産力が低い農地
- 市街地として発展する可能性のある区域内の農地

第1種農地

原則不許可

(例外的に許可となるもの有り)

- おおむね10ヘクタール以上の広がりがある農地
- 生産力の高い農地

農業委員会だより  
編集委員長  
山下 城小篠伊  
口谷 幡崎藤  
忠 博耕真孝  
栄巧光一郎洋

次号からは新委員のもと、  
「農業委員会だより」を発行いたしますので、今後ともご愛  
護ください。また、発行にあたり取材に  
ご協力くださった皆様、本当に  
ありがとうございました。  
願い申し上げます。

◎申込みは農業委員会事務局  
または農業委員へお問い合わせください。

編  
集  
後  
記

購読しませんか！

経営と暮らしに役立つ農業総合専門紙

全国農業新聞

毎週金曜日発行 月700円